

飼養衛生管理基準の見直しについて（案）

令和 7 年 6 月 18 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

1 背景・経緯

- （１）「飼養衛生管理基準」は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に基づき、政令で定める家畜について、飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準として定めるもの。
- （２）本基準は、最新の科学的知見及び国内外の動向を踏まえ、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要に応じて改正することとされている。
- （３）現行の基準が令和3年10月1日に施行されて以降、高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱が毎年発生しているが、特に高病原性鳥インフルエンザについては、過去に発生があった農場での再発生、大規模農場での発生、家きん飼養農場が密集する地域での連続発生などが確認される中、発生農場における疫学調査等を踏まえた専門家の議論において、対策の必要性が指摘されている。
- （４）また、エミューについて、近年飼養数が増加し、我が国畜産業に一定程度定着してきており、鶏等と同様に高病原性及び低病原性鳥インフルエンザに感受性を有することから、感染時の影響の懸念が高まっているところ。
- （５）他方、基準の項目が多く、確認が煩雑になっているといった意見が指導の現場

から寄せられているところ。

(6) これらのことから、飼養衛生管理基準に所要の改正を行う。

2 変更の方針（案）

以下の事項を中心として変更を検討することとしたい。

(1) 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

① 家畜の種類にエミューを追加

② 対応計画の策定対象となる大規模所有者に対し、以下の実施を追記

ア ウインドウレス鶏舎の入気口部分への塵埃対策

イ 分割管理の導入の検討

ウ 農場による防疫措置の実施体制（人員、資機材等の準備）について対応計画に追記

③ 過去に複数の発生があった地域については他の地域より発生リスクが高く、家きん農場が密集する地域については連続発生リスクが高いと考えられるため、こうした地域を予め農林水産大臣が指定（「大臣指定地域」）し、当該地域に所在する農場に対し、消毒薬の備蓄等の準備や野鳥誘因防止対策の実施及び検討を追記

④ 分割管理（一つの農場を衛生管理区域や人・物・車両の動線を分けて複数の農場として管理すること）に取り組む場合は、家畜保健衛生所による確認・指導を受けるというルールの特明確化を追記

⑤ その他、重複・類似する項目の特廃合等の項目の特整理

(2) 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊、豚及びいのしし並びに馬

① 分割管理に取り組む場合の特対応を追記（牛等及び豚等）

② 重複・類似する項目の統廃合等の項目の整理

(3) 商用出荷を行わない小規模農場において飼養される家畜

一般的な商用農場とは飼養形態が異なる小規模飼養農場については、飼養衛生管理基準を適用することがない場合がある。

このため、比較的他の農場に疾病を伝播するリスクが低いと考えられる生産物の出荷がない非商用農場について、自らが飼養する家畜の感染予防及び疾病の早期発見・早期通報に資する基本的な事項を項目とする新たな基準を設定する。

3 今後のスケジュール（案）

- (1) 家きん疾病小委員会及び牛豚等疾病小委員会において、変更の方針について議論を行う。
- (2) 併せて、都道府県への意見照会及びパブリックコメントの手続を進める。
- (3) (1) 及び (2) の結果を家畜衛生部会に報告し、変更の方針について答申を得た後、速やかに改正（9月下旬目途）を行う。